

19

経済協力開発機構条約(OECD条約)(抄)

署名 一九六〇年二月一四日(パリ)
 効力発生 一九六一年九月三〇日
 日本国 一九六四年四月二七日国会承認、四月二八日加入書寄託、同日公布(条約第七号、効力発生)

オーストリア共和国(以下一九の締約国名略)の政府は、経済的能力及び繁栄が国際連合の目的の達成、個人の自由の擁護及び一般的福祉の増進のため不可欠なものであることを考慮し、

これらの国が、相互の間で発展した協力関係の伝統を強化することにより、最も効果的に前記の目標に向かつて前進することができるとを信じ、

欧州経済協力機構へのこれらの国の参加が大きく貢献した欧州の経済的な復興及び進歩により、前記の伝統の強化並びに新たな任務及び一層広い目的のための前記の伝統の活用が可能であるという新たな見とおしが開かれたことを認め、

一層広い協力が世界の諸国民の間の平和的かつ協調的な関係に重要な貢献をすることを確信し、
 これらの国の経済の相互依存関係が増大していることを認め、

これらの国の経済のできる限り高度の成長を促進するため、並びにこれらの国民の経済的及び社会的な福祉を向上するためにこれらの国の能力及び潜在力を一層効果的に利用することを協議及び協力を通じて決意し、
 経済的先進国が経済的發展の途上にある国を全力を尽して援助するために協力しなければならないことを信じ、

世界の貿易の今後の拡大が諸国の経済的發展及び国際的経済関係の改善を助ける最も重要な要素の一つで

あることを認め、

これらの国が参加している他の国際的な機関若しくは制度におけるこれらの国の義務又はこれらの国が当事国になっている協定に基づくこれらの国の義務に適合する方法によって前記の目的を達成することを決意して、

欧州経済協力機構を経済協力開発機構に改組するため、次のとおり協定した。

第一条(目的) 経済協力開発機構(以下「機構」という。)の目的は、次のことを意図した政策を推進することにある。

- (a) 加盟国において、財政金融上の安定を維持しつつ、できる限り高度の経済成長及び雇用並びに生活水準の向上を達成し、もって世界の経済の発展に貢献すること。
- (b) 経済的發展の途上にある加盟国及び非加盟国の経済の健全な拡大に貢献すること。
- (c) 国際的義務に従って、世界の貿易の多角的かつ無差別的な拡大に貢献すること。

第二条(約束) 加盟国は、第一条の諸目的を達成するため、次のことに同意する。
 (a) 個個に、及び共同して、自国の経済的資源の効果的利用を促進すること。

- (b) 科学及び技術の分野において、個個に、及び共同して、自国の資源の開発を促進し、研究を奨励し、かつ、職業訓練を促進すること。
- (c) 経済の成長並びに国内的及び対外的な財政金融上の安定を達成し、かつ、自国又は他国の経済を危うくするおそれがある事態を回避することを意図した政策を、個個に、及び共同して実施すること。

- (d) 貨物及び役務の交換並びに經常的支払に対する障害を軽減し又は除去し、かつ、資本移動の自由化を維持拡大するための努力を、個個に、及び共同して続けること。
- (e) 技術援助の受入れ及び輸出入市場の拡大が経済

的發展の途上にある加盟国及び非加盟国の経済に
とつて重要であることを考慮して、適當な方法に
より、特に、これらの国の資本の導入により、
個個に、及び共同して、これらの国の経済的發展
に貢献すること。

第三条(行動) 加盟国は、第一条の諸目的を達成し、か
つ、第二条の約束を履行するため、次のことに同意
する。

- (a) 相互の間で常に情報を交換し、また、機構に対
し、その任務の遂行に必要な情報を提供すること。
- (b) 継続的に協議を行ない、研究を行ない、また、
合意された計画に参加すること。
- (c) 緊密に協力し、適當な場合には協調した行動を
とること。

第四条(加盟国) この条約の締約国をもつて機構の加盟
国とする。

第五条(決定、勧告、協定) 機構は、その目的を達成す
るため、次のことを行なうことができる。

- (a) 別段の規定がある場合を除きすべての加盟国を
拘束する決定
- (b) 加盟国に対する勧告
- (c) 加盟国、非加盟国又は国際機関との協定の締結

第六条(議決) 1 決定及び勧告は、機構が特別の場合
につき全会一致で別段の定めをしないう限り、すべて
の加盟国の間の合意によつて行なわれる。

2 各加盟国は、一個の投票権を有する。いずれか
の加盟国が決定又は勧告について棄権した場合には、
その棄権は、当該決定又は勧告の成立を妨げるもの
ではなく、当該決定又は勧告は、棄権した加盟国以
外の加盟国に適用される。

3 いかなる決定も、いずれかの加盟国がその憲法上
の手續の要件を満たすまでは、当該加盟国を拘束し
ない。その他の加盟国は、当該決定が相互の間で暫
定的に適用されることを合意することができる。

第七条(理事会の地位) すべての加盟国で構成する理事

会をもつてすべての機構の文書の源である機関とす
る。理事会の会議は、大臣の会議又は常駐代表の会
議とする。

第八条(議長、副議長) 理事会は、毎年、大臣会議を主
宰する議長一人及び副議長二人を指名する。議長は、
最初の任期に続く一年について重ねて指名されるこ
とができる。

第九条(執行委員会、補助機関) 理事会は、執行委員会
及び機構の目的を達成するため必要な補助機関を設
置することができる。

第一〇条(事務総長) 1 理事会は、理事会に対して
責任を有する事務総長一人を五年の任期で任命する。
事務総長は、その勧告に従つて理事会が任命する一
人又は二人以上の事務次長又は事務総長補佐によつ
て補佐される。

2 事務総長は、常駐代表会議である場合の理事会の
会議を主宰する。事務総長は、すべての適當な方法
で理事会を補佐するものとし、また、理事会その他
の機構の機関に対して提案を行なうことができる。

第一一条(職員) 1 事務総長は、理事会が承認した組
織計画に従つて、機構の運営に必要な職員を任命す
る。職員規則は、理事会の承認を受けるものとする。

2 機構の国際的性格に照らし、事務総長、事務次長、
事務総長補佐及び職員は、いずれの加盟国又は機構
外のものとなる政府若しくは当局からの指示をも求め
又は受けはならない。

第十二条(非加盟国又は諸機関との関係) 機構は、理事
会が定める条件に従い、次のことをすることができる。

- (a) 非加盟国又は諸機関に対する意思の表明
- (b) 非加盟国又は諸機関との関係の設定及び維持
- (c) 非加盟国政府又は諸機関に対する機構の活動へ
の参加の招請

第十三条(欧州共同体の代表権) 一九五一年四月一八日
のパリ条約及び一九五七年三月二五日のローマ条約

によつてそれぞれ設立された欧州共同体が機構にお
いて有する代表権は、この条約に附属する第一補足
議定書に定めるところとする。

第十四条(批准、受諾、効力発生) 1 この条約は、署
名国により、それぞれの憲法上の要件に従つて批准
され又は受諾されるものとする。

2 批准書又は受諾書は、寄託国政府に指定されたフ
ランス共和国政府に寄託されるものとする。

3 この条約は、次のいずれかの時に効力を生ずる。
(a) 一九六一年九月三〇日前にすべての署名国が批
准書又は受諾書を寄託した場合には、その寄託の
時

(b) 一九六一年九月三〇日までに一五以上の署名国
が批准書又は受諾書を寄託した場合に、これら
の署名国については同日、その他の署名国につい
てはその後批准書又は受諾書を寄託した時

(c) 一九六一年九月三〇日後この条約の署名国の時か
ら二年以内に一五以上の署名国が批准書又は受諾
書を寄託した場合には、これらの署名国について
はその寄託の時、その他の署名国についてはその
後批准書又は受諾書を寄託した時

4 この条約が効力を生じた時に批准書又は受諾書を
寄託していない署名国は、機構とその署名国との間
の合意によつて定められる条件に従つて機構の活動
に参加することができる。

第十五条(改組) 欧州経済協力機構の改組は、この条
約が効力を生じた時に効力を生じ、欧州経済協力機
構の目的、機関、機能及び名称は、その時からこの
条約に定めるところのものとなるものとする。欧州
経済協力機構が有する法人格は、機構に引き継がれ
る。ただし、欧州経済協力機構の決定、勧告及び決
議は、この条約が効力を生じた後も有効であるため
には、理事会の承認を受けるものとする。

第十六条(加入) 理事会は、加盟国の義務を承諾する用
意があるいかなる政府に対してもこの条約に加入す

るよう招請することを決定することができる。その決定は、全会一致で行なうものとする。ただし、理事会は、特定の場合に、全会一致で、棄権を認めることを決定することができる。その場合には、その決定は、第六条の規定にかかわらず、すべての加盟国に適用される。加入は、寄託国政府への加入書の寄託の時に効力を生ずる。

第七條 適用終止 いずれの締約国も、寄託国政府に対して二箇月前の通知を行なうことにより、自国に対するこの条約の適用を終止させることができる。

第一八條 (本部所在地) (略)
第一九條 特権及び免除 機構の法律上の能力並びに機構、機構の職員及び機構における加盟国の代表者の特権及び免除は、この条約に附属する第二補足議定書に定めるとおりとする。

第二〇條 (予算) 1 事務総長は、理事会が採択した財政規則に従って、毎年、理事会に対し、その承認を求めため、年度予算、収支計算書及び理事会が要求する追加予算を提出する。

2 理事会が承認した機構の一般経費は、理事会が決定する基準に従って分担される。その他の経費は、理事会が決定するところから従ってまかなわれる。

第二二條 (寄託国政府の任務) (略)

経済協力開発機構条約に附属する第一補足議定書

経済協力開発機構条約の署名国は、次のとおり協定した。

1 一九五一年四月一八日のパリ条約及び一九五七年三月二五日のローマ条約によってそれぞれ設立された欧州共同体が経済協力開発機構において有する代表権は、これらの条約の組織規定に従って決定される。

2 欧州経済共同体及び欧州原子力共同体の委員会並びに欧州石炭鉄鋼共同体の最高機関は、この機構の活動に参加する。

日本国政府による経済協力開発機構の加盟国の義務の受託に関する同機構と日本国政府との間の了解書

経済協力開発機構(以下「機構」という)及び日本国政府は、

機構の理事会が、一九六三年七月二六日に、日本国政府に対し、一九六〇年二月一四日の経済協力開発機構条約(以下「条約」という)並びに同日に署名された条約の第一及び第二補足議定書(以下「議定書」という)に加入するよう招請したことを考慮し、

条約への加入の招請は機構の加盟国の義務を受託する用意がある国に対して発せられる旨の条約第一六条の規定に留意し、

条約及び議定書への日本国政府の加入についての国会の承認の手續が完了していないことを考慮し、

附属書Aとしてこの覚書に附属する、機構の文書に関する日本国政府の声明に留意し、

附属書Bとしてこの覚書に附属する、経常的貿易外取引及び資本移動の自由化に関する日本国政府の声明に留意し、

貿易外取引委員会及び海運委員会による機構の自由化規約に加入する旨の日本国の提案の検討に留意して、次のとおり合意した。

第一條 (機構の文書) へ加入日本国政府による条約に係る加入書の寄託は、日本国による機構の加盟国の義務(一九六〇年二月の機構の準備委員会の報告に示された見解及び目的を含む)の受託及び寄託の時に効力を有する機構の文書(この覚書に別段の定めがあるものを除く)への加入を伴うものとする。

第二條 (適用除外) (a) 機構の理事会は、附属書A2及びb3に掲げる文書が日本国に適用されないことに同意する。
(b) 日本国政府は、この覚書の署名の日から六箇月以内に、機構の理事会に対し、附属書A3に掲げ

るいずれかの文書に加入することを希望する旨を通報することができる。

第三條 (留保) 機構の理事会は、附属書Bに示された日本国政府の意図の声明に考慮を払い、経常的貿易外取引の自由化に関する規約及び資本移動の自由化に関する規約に掲げる項目についての日本国政府による同附属書第二部に掲げる留保に同意する。

第四條 (問題の付託) 日本国政府は、機構のいずれかの文書又は自由化規約に掲げるいずれかの項目で見落しにより附属書A2若しくは3又は附属書B第二部において言及しなかったものについて自国の立場を保留し又は留保を付付すことを希望する場合には、加入書の寄託の日から六箇月以内に、機構の理事会に対し、問題を付託することができる。

第五條 (通報) 機構の事務総長は、日本国政府に対し、この覚書の署名の日と加入書の寄託の日との間に機構によって採択された文書をすみやかに通報するものとし、日本国政府は、三〇日以内のことができる限り早い日に、機構に対し、当該文書に加入することを希望するかどうかを通報する。日本国政府が特定の文書に加入することを希望しない場合又は日本国政府がその文書について修正又は留保を申し出た場合には、問題は、理事会に付託される。ただし、日本国政府は、この条に規定するいずれかの文書に加入する用意があることを表明しない限り、当該文書に拘束されない。

附属書A・B (略)